

新宮市
パートナーシップ・ファミリーシップ制度
ガイドブック

和歌山県新宮市

目次

1. はじめに	P 2
2. 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	P 2
3. 宣誓をすることができる方	P 2
4. 宣誓の流れ	P 4 ～ 8
5. 書類一覧	P 8
6. 交付書類	P 9
7. 宣誓書受領証の変更・再交付・返還	P 9 ～ 1 0
8. 近親者等の氏名削除の申し立て	P 1 1
9. パートナーシップ制度自治体間連携について	P 1 1 ～ 1 3
1 0. Q & A	P 1 3 ～ 1 4

1. はじめに

新宮市では、すべての市民が、S O G I E（ソジー）にかかわらず、「市民一人ひとりが共に尊重し合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる思いやりのあるまちづくり」の実現を目指しています。

「S O G I E」は特定の人を指す言葉ではなく、性的指向（恋愛感情又は性的関心等の対象となる性についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性表現（服装や髪型等自己の性についての表現をいう。）を表す言葉です。

この制度の導入によって、S O G I Eをすべての市民に関わるテーマにとらえ、どのようなS O G I Eであっても、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

2. 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ・ファミリーシップ関係」であることを表明した2者が市に届出を出し、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。届出者の戸籍上の性別やS O G I Eは問いません。

なお、2者のほかに、共に家族として暮らしているこども、親等の近親者（以下「近親者等」）を含む家族の関係を届け出た場合は、あわせて証明します。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、より効果を高めるための取組を合わせて実施します。

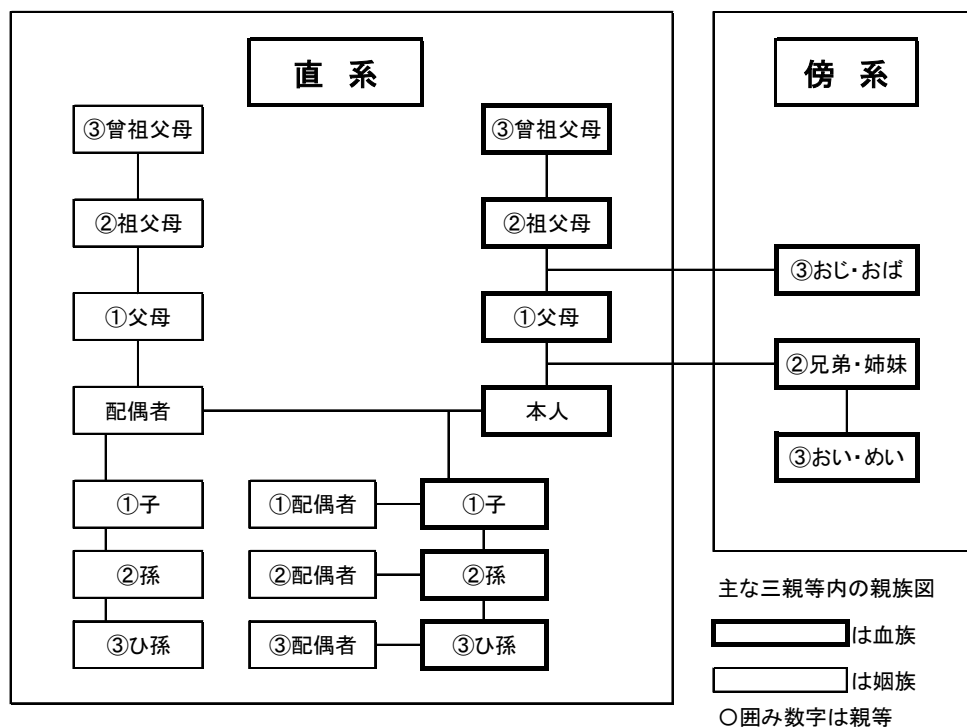
また、すべての市民がS O G I Eにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適正な対応が行われるよう制度の周知に努めます。

3. 宣誓をすることができる方

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

1. 民法で規定する成年に達していること
2. いずれかお一人が、新宮市内に住所を有している、もしくは新宮市内への転入を予定していること
3. 配偶者がいないこと
4. 宣誓をする方以外とのパートナーシップ等がないこと
5. 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者等）でないこと
 ※直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと
 ※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

宣誓ができない関係（近親者等）



近親者等を家族として宣誓する場合

原則として、届出をしようとする近親者等が、次のいずれかに該当する必要があります。

1. 宣誓されるお二人のいずれか一方と同居している未成年の子ども
2. 宣誓されるお二人のいずれか一方の親等の近親者
 （1にあたらない子どもを含む）

ただし、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず宣誓ができることがあります。

4. 宣誓の流れ

(双方または一方が市内に住んでいる場合)

1. 必要書類を揃えて届け出る

- * 宣誓書受領証を受け取りたい日の原則10日前までに、下記の必要書類と添付書類を人権政策課に持参、または郵送にてご提出ください。
- * 個室での対応を希望される場合は、電話・FAX・Eメールのいずれかの方法で、人権政策課へ届出日時の予約をしてください。

【予約連絡および書類提出先】

新宮市役所人権政策課

所在地：〒647-8555

和歌山県新宮市春日1番1号 新宮市役所本庁舎3階

電話：0735-23-3359

午前9時から午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX：0735-21-5518 E-mail：zinken@city.shingu.lg.jp

<必要書類>

- ・ 様式第1号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書
- ・ 様式第1号（別紙） 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓にあたっての確認書

【近親者等を家族として宣誓する場合】

- ・ 様式第4号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る近親者等に関する宣誓書
- ・ 様式第5号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（15歳以上の近親者等）

<添付書類>

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（ひとりの提出をお願いします）
 - * 同一世帯の場合は、書類一通のみの提出でかまいません。
 - * 住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ② 配偶者がいないことを確認できる書類
 - * 戸籍謄抄本、戸籍全部事項証明書（ひとり1通の提出をお願いします）

* 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付しご提出ください。

③近親者等を家族として宣誓する場合

- * 戸籍謄抄本、戸籍全部事項証明書等、近親者等である事実が確認できるもの。
- * 未成年のこどもに関しては、住民票の写しなど同居の事実が確認できるもの。

①～③いずれの書類も宣誓日3カ月以内に交付されたものに限りです。

④通称の使用を希望される場合（郵送の場合は写し）

- * 通称を日常的に使用していることが確認できる書類
郵便物（住所が記載されたものに限る）、社員証（顔写真付き）等
- * 宣誓書受領証の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

⑤本人確認書類（郵送の場合は写し）

- * マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公庁が発行した免許証で顔写真があるものなど。

2. 宣誓の受理

- * 人権政策課にて届出書類を確認し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理します。

（郵送の場合、発送時に想定した到着日と受理日が異なる場合があります）

- * 届出書類に不備がある場合、宣誓書受領証の受け取り日時を延期させていただく場合があります。

3. 宣誓書受領証の受取日時を予約する

- * 宣誓書受領証の受け取り日時を調整します。
- * 郵送の場合は、人権政策課よりご連絡します。市から受取日時が確定した旨を回答した時点で受取日時の予約が成立します。

4. 宣誓書受領証を受け取る

- * 予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃って人権政策課までお越しください。
- * 本人確認書類
マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公庁が発行した免許証で顔写真があるものなど。

(市内への転入を予定している場合)

1. 必要書類を揃えて届け出る

- * 転入予定者受付票を受け取りたい日の原則 10 日前までに、下記の必要書類と添付書類を人権政策課に持参、または郵送にてご提出ください。
- * 個室での対応を希望される場合は、電話・FAX・Eメールのいずれかの方法で、人権政策課へ届出日時の予約をしてください。

【予約連絡および書類提出先】

新宮市役所人権政策課

所在地：〒647-8555

和歌山県新宮市春日1番1号 新宮市役所本庁舎3階

電話：0735-23-3359

午前9時から午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX：0735-21-5518 E-mail：zinken@city.shingu.lg.jp

<必要書類>

- ・様式第1号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書
- ・様式第1号（別紙） 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓にあたっての確認書

【近親者等を家族として宣誓する場合】

- ・様式第4号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る近親者等に関する宣誓書
- ・様式第5号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（15歳以上の近親者等）

<添付書類>

- ①転出証明書、賃貸借契約書の写し等、市内に転入予定であることがわかる書類
- ②配偶者がいないことを確認できる書類
 - * 戸籍謄抄本、戸籍全部事項証明書（ひとり1通の提出をお願いします）
 - * 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付しご提出ください。
- ③近親者等を家族として宣誓する場合
 - * 戸籍謄抄本、戸籍全部事項証明書等、近親者等である事実が確認できるもの。
 - * 未成年のこどもに関しては、住民票の写しなど同居の事実が確認できるもの。

①～③いずれの書類も宣誓日3カ月以内に交付されたものに限りです。

④通称の使用を希望される場合（郵送の場合は写し）

* 通称を日常的に使用していることが確認できる書類

郵便物（住所が記載されたものに限る）、社員証（顔写真付き）等

* 宣誓書受領証の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

⑤本人確認書類（郵送の場合は写し）

* マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公庁が発行した免許証で顔写真があるものなど。

2. 宣誓の受理

* 人権政策課にて届出書類を確認し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理します。

（郵送の場合、発送時に想定した到着日と受理日が異なる場合があります）

* 届出書類に不備がある場合、宣誓書受領証の受け取り日時を延期させていただく場合があります。

3. 転入予定者受付票の受取日時を予約する

* 転入予定者受付票の受け取り日時を調整します。

* 郵送の場合は、人権政策課よりご連絡します。市から受取日時が確定した旨を回答した時点で受取日時の予約が成立します。

4. 転入予定者受付票を受け取る

* 予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃って人権政策課までお越しください。

* 本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公庁が発行した免許証で顔写真があるものなど。

5. 転入後、必要書類を提出

* 転入後、原則14日以内に下記の書類を人権政策課まで、ご提出ください。

* 宣誓書受領証の受取日時を調整します。

<提出が必要な書類>

新宮市への転入が確認できる住民票の写し等と転入予定者受付票

6. 宣誓書受領証を受け取る

* 予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ず宣誓者本人が、人権政策課までお越しください。代理人による受取はできませんが、宣誓したご本人であれば、おひとりでも受取は可能です。

* 本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公庁が発行した免許証で顔写真があるものなど。

5. 書類一覧

<宣誓の際に必要な書類>

様式第1号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書

様式第1号（別紙） 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓にあたっての確認書

<近親者等を家族として宣誓する場合>

様式第4号 近親者等に関する宣誓書

様式第5号 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書
（15歳以上の近親者等）

<交付後に変更等を行う際に必要な申請書等>

様式第6号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届

様式第7号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書

様式第8号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

様式第9号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

<市で発行する書類>

様式第2号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

様式第3号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る転入予定者受付票

6. 交付書類

新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

(表)

	
新宮市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓書受領証	
新宮市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
第 号	新宮市長

(裏)

【特記事項】	
戸籍上の氏名	当初の交付日
近親者等の氏名	
<この受領証の提示を受けられた方へ>	
新宮市では、市民一人ひとりが共に尊重し合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる思いやりのあるまちづくりを推進することを目的として、本制度を実施しています。	
受領証の提示を受けられた方は、制度の主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
また、 <u>本制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認、性表現）や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。</u>	

7. 宣誓書受領証の変更・再交付・返還

宣誓時と同様に、事前に電話・FAX・Eメールのいずれかの方法で、人権政策課へお手続きの日時の予約をしてください。

郵送でのお手続きも可能ですが、事前にご連絡をお願いします。

1. 宣誓書受領証の変更

- * 氏名、住所、連絡先等、宣誓した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- * 近親者等に関する宣誓書（様式第4号）の内容に変更があった場合および宣誓書受領証の近親者等の記載を終了する場合にも変更の届出が必要です。手続き終了後、宣誓書受領証を差し替えます。

＜変更時に必要なもの＞

- ・ 様式第6号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届
- ・ 住所変更の場合は、その事実がわかる書類（新住所が記載された住民票など）
- ・ 氏名変更の場合は、その事実がわかる書類（住民票・戸籍謄抄本など）
- ・ 二人の交付済の宣誓書受領証
- ・ 本人確認書類

2. 宣誓書受領証の再交付

- * 宣誓書受領証を紛失・毀損・著しく汚損した場合は、宣誓書受領証の再交付を申請することができます。
- * 毀損・汚損で再交付を希望される場合は、交付済みの宣誓書受領証と引き換えに、新しい宣誓書受領証を再交付します。

＜再交付に必要なもの＞

- ・ 様式第8号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書
- ・ 交付済の宣誓書受領証（毀損・汚損の場合）
- ・ 本人確認書類

3. 宣誓書受領証の返還

- * パートナーシップ等が解消された場合や、双方が市外に転出した場合など、届出の要件を満たさなくなった場合は宣誓書受領証を返還してください。
- * 返還提出日以降は再交付申請などにより宣誓書受領証を再発行することはできません。

＜返還時に必要なもの＞

- ・ 様式第9号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓書受領証返還届
- ・ 二人の交付済の宣誓書受領証
- ・ 本人確認書類

8. 近親者等の氏名削除の申し立て

宣誓書受領証に氏名を記載された近親者等は、15歳に達した日以後に自身の氏名等を削除したい場合、市に申し立てることができます。削除の申し立てがあった場合、交付済の宣誓書受領証を返還していただき、近親者等の氏名を削除した宣誓書受領証を再交付します。

＜削除時に必要なもの＞

- ・様式第7号 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書からの氏名削除に関する申立書
- ・二人の交付済の宣誓書受領証
- ・本人確認書類

9. パートナーシップ制度自治体間連携について

新宮市では、パートナーシップ宣誓者の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図るため、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

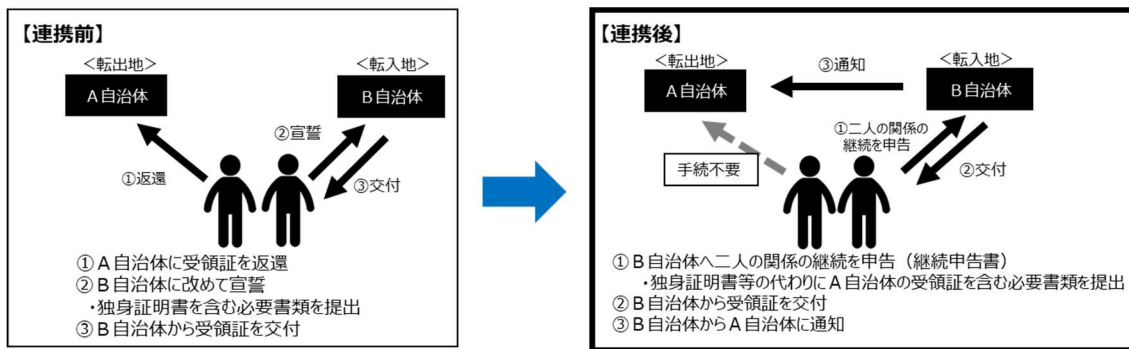
この連携により、宣誓者が連携自治体間で住所異動する際の手続きが簡素化されます。

※ただし、継続の要件・手続きについては各自治体で異なりますので、転入予定の自治体にて事前にご確認ください。

1. 連携内容

- ①宣誓者が住所の異動を行う場合、転出地自治体への受領証の返還手を省略することができます。
- ②転出地自治体で交付された受領証を転入地自治体への手続きに係る必要書類とすることで、現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出を省略することができます。

※継続申告の手続きが完了しましたら、転入地自治体より転出地自治体に継続申告があった旨通知します。なお、転出地自治体への通知に同意いただけない場合は、自治体間連携の対象とはなりませんので、新規の宣誓としてお手続きいただきます。



2. 対象者

連携自治体においてパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた方であって、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度における宣誓要件をすべて満たす方。

【宣誓要件】

- ① 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年(18歳以上)であること。
- ② 一方もしくは双方が市内に住所を有していること。(市内への転入を予定している場合を含む)
- ③ 双方に配偶者がいないこと。
- ④ 双方が宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- ⑤ 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

3. 新宮市に転入する場合

【継続申告に必要な書類】

- ① 新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓継続申告書(様式第10号)
- ② 転出した自治体で交付された宣誓書受領証
- ③ 住民票の写し等住所地の変更を証する書類(市内への転入を予定しているものにあつては、その事実を確認することができる書類)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した有効期限内のものであって本人の顔写真が貼付されたもの)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【継続申告の流れ】

4 ページ「4. 宣誓の流れ」と同様です。

4. 新宮市から転出する場合

- ・連携自治体へ転出され、引き続きパートナーシップ制度の利用を希望される場合、転出先の自治体にてお手続きください。なお、転出先自治体の要件により継続申告の対象外となる場合がありますので、転出先の自治体へ事前にお問い合わせください。
- ・新宮市が交付した受領証は、転出先自治体で手続きをする際にご提出ください。

10. Q & A

Q. パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違うのですか？

婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、新宮市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q. 宣誓を行えるのは同性同士のみですか？

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」である2者であれば、どなたでも宣誓が可能です。届出者の戸籍上の性別・SOGIE（性的指向、性自認、性表現）は問いません。

Q. パートナーと養子縁組をしています、宣誓できますか？

養子縁組によって近親者となった場合は、宣誓できます。

Q. 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お二人が互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係であることが必要です。

また、少なくともどちらか一方が新宮市にお住まいになっているか、転入によって新宮市にお住まいになる予定であることが必要です。

Q. 代理で届出してもらうことはできますか？

宣誓書類の提出は代理の方でも、郵送でも可能です。ただし、宣誓書受領証・転入予定者受付票の受け取りの際には、宣誓者のお二人が揃って人権政策課にお越しいただく必要があります。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q. 個室で手続等を行うことができますか？

個室でのお手続きが可能です。予約時に、その旨を人権政策課までお伝えください。

Q. 費用はかかりますか？

費用は無料です。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の手数料等は自己負担となります。

Q. 通称名を使用できますか？

可能です。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（郵便物・社員証など）をご提示いただく必要があります。

また、宣誓書受領証の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

Q. 宣誓書受領証の即日交付は可能ですか？

宣誓書受領証の交付は、提出された書類等に不備がなく要件に適合している場合でも、交付は後日となります。ご了承ください。

Q. 市外に転出する場合、宣誓書受領証を返還する必要はありますか？

宣誓書受領証の返還届をご提出いただくとともに、宣誓書受領証も返還してください。（ただし、連携自治体へ転出し、継続申告をする場合を除く。）

Q. 宣誓書受領証にはどのような効力や使い道がありますか？

宣誓書受領証に法的な効力はありませんが、新宮市では市営住宅の入居、市立医療センターでの医師や入院患者への面会などにおいて家族と同様に取り扱うことや住民票の世帯が同一の場合は、続柄を「縁故者」と表記することができます。

それ以外にも、民間事業者のなかには、婚姻関係に準じた取り扱いをするサービスがあります。サービス導入の有無は事業者によって異なりますので、事前にご利用の事業者にご確認ください。

令和7年3月作成